

広島県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十一年五月六日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原停車場線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
庄原市東本町三丁目一四三八番一六地先から 庄原市東本町三丁目一五二七番一地先まで			七・六〇〇 二・九〇	二二五・〇〇	
			一六・〇〇〇 四五・五〇	二一九・五〇	拡幅